

しらすひき網漁業の操業禁止期間に係る要望に対する取扱いについて

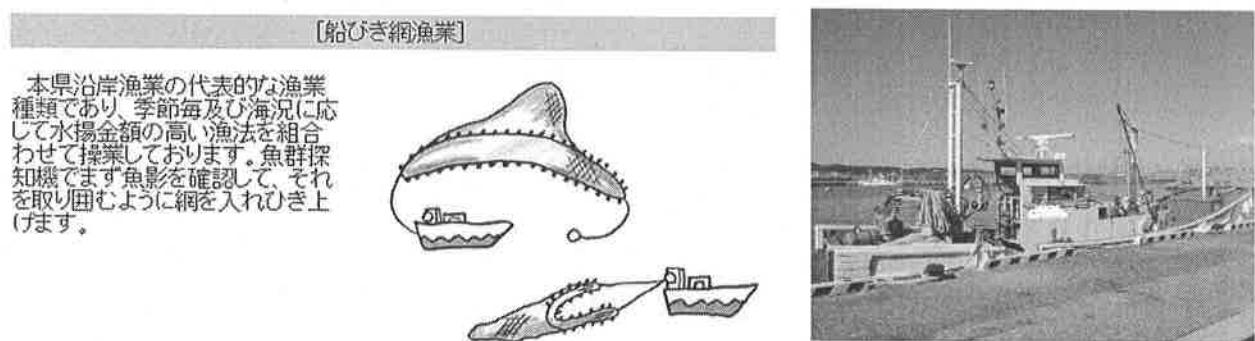
令和4年12月16日
茨城県農林水産部漁政課

1 しらすひき網漁業の制度

【漁業の定義】しらす、いしかわしらうお又はいかなごを主たる漁獲対象として1そうびき漁法により操業する機船船びき網漁業

【操業禁止期間】1月1日から2月10日まで

- ① 茨城県海面漁業調整規則 しらす（しらうお及びあゆを含む）の採捕禁止期間：1月1日から2月10日まで
- ② 知事許可漁業の取扱方針 操業禁止期間： 同上



2 これまでの経過

(1) 平成2年～12年

平成2年に小型船漁業協議会から提出された禁止期間短縮の要望書に基づき、平成3年から12年までの10年間、特別採捕許可によって2月1日から10日までの10日の試験操業を実施した。

この結果により、禁止期間の見直しを検討したところ、以下の理由から、漁業調整規則の改正には結びつかないと判断し、特別採捕許可を打ち切った。

- ① まき網漁業との調整問題があること
- ② アユ稚魚の混獲が多いこと（特別採捕許可の条件として、アユの漁業権のある5河川の河口域に距岸1km×延長2kmの禁止区域を設定していた。）
- ③ 漁獲金額の多くはイシカワシラウオであり、資源への影響が懸念されたこと
- ④ 漁業経営に対しての効果が低いと思料されたこと

(2) 平成18年以降

平成18年に小型船漁業協議会から禁止期間短縮の要望書が再度提出され、それ以来、毎年要望書が提出されている。県では、平成19年から過去の経過と資源状況等を勘案し、操業禁止区域の拡大等を内容とする取扱方針案を示し、海区調整委員会の了承を得た上で、特別採捕許可によって2月1日から10日までの10日の試験操業を

実施してきた。

① 平成 19 年～28 年の試験操業結果

- ア. 漁獲量 シラス : 0～8.7 t (0～27.9%)
イシカワシラウオ : 0.4～3.3 t (0.8～87.3%)
その他の魚種 : 0.2～168.7 t (7.9～94.4%)
- イ. 漁獲金額 シラス : 0～643 万円 (0～36.0%)
イシカワシラウオ : 59～515 万円 (22.5～94.2%)
- ウ. アユ稚魚の混獲割合 (尾数比) 0～37.9%

② 平成 29 年～令和 4 年の試験操業結果

- ア. 漁獲量 シラス : 1.4～40.9 t (6.5～88.2%)
イシカワシラウオ : 0.1～4.4 t (0.4～25.4%)
その他の魚種 : 1.9～19.6 t (6.9～89.9%)
- イ. 漁獲金額 シラス : 55.5～1,461 万円 (4.5～75.1%)
イシカワシラウオ : 27～782 万円 (2.3～35.8%)
- ウ. アユ稚魚の混獲割合 (尾数比) 0～9.0%

表 1 しらすひき網漁業の試験操業結果

項目＼年		H5-12年	H19-28年	H29	H30	H31	R2	R3	R4
特別採捕許可隻数(隻)		222-387	192-222	168	158	153	151	118	131
稼働隻数(隻)		96-147	16-135	114	101	81	73	77	63
漁獲実績 〔トン 万円〕	シラス	漁獲量	0.05-58	0.0-8.7	40.9	21.1	20.7	29.4	3.081
		割合(%)	0.3-55	0-27.9	84.2	80.3	88.2	75.4	30.3
		漁獲金額	4-1,169	0-643	910	1,461	917	590	95.3
		割合(%)	0.2-35	0-36	41.7	70.6	75.1	51.4	8.6
	イシカワ シラウオ	漁獲量	1.6-12.1	0.4-3.3	4.4	3.1	0.9	0.1	2.579
		割合(%)	3-48	0.8-87.3	9.0	11.7	3.7	0.4	25.4
		漁獲金額	469-2,951	59-515	782	472	145	27	394.3
		割合(%)	36-95	22.5-94.2	35.8	22.8	11.8	2.3	35.6
	その他	漁獲量	4.7-78.8	0.2-169	3.3	2.1	1.9	9.4	4.5
		割合(%)	40-96	7.9-94.4	6.9	8.0	8.1	24.2	44.3
サンプリング	アユ稚魚の割合 (尾数比: %)	5-48	0-37.9	0.0	4.0	9.0	0.0	0.0	1.0

表2 特別採捕許可隻数と稼働隻数の漁協別推移（上段：許可隻数、下段：稼働隻数）

漁業協同組合	H19	H24	H29	H30	H31	R2	R3	R4
平潟	16	15	12	11	14	14	7	14
	16	0	8	5	4	4	2	1
大津	34	27	27	27	26	26	26	26
	31	0	26	26	22	19	20	19
川尻	15	7	9	9	9	9	8	8
	14	0	9	9	9	2	7	4
久慈町	16	13	9	9	9	9	2	8
	5	4	5	7	1	2	2	1
久慈浜丸小	17	16	15	14	13	13	12	11
	6	2	8	6	1	3	0	2
磯崎	5	4	4	4	4	4	4	4
	1	0	2	2	1	2	3	2
那珂湊	7	0	5	5	5	4	3	3
	1	0	1	1	1	1	1	0
大洗町	72	59	56	52	51	50	47	46
	57	10	46	43	40	39	40	33
鹿島灘	5	24	26	22	17	17	9	6
	4	0	9	2	2	1	2	1
はさき	15	33	5	5	5	5	0	5
	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	202	198	168	158	153	151	118	131
	135	16	114	101	81	73	77	63

3 今年度の取扱い（案）

昨年と同様に、これまでの課題に対応するために以下の条件を付けて、令和5年2月1日から10日までの10日間の特別採捕許可を発給し、引き続き資源及び漁業経営への影響を調査する。

併せて、令和4年度から、許可発給先を組合とし、組合が行う試験操業に参加する漁業者を採捕従事者と位置付ける、取扱いに一部変更する。

（1）付帯する条件

ア まき網漁業との調整問題への対応

これまでの試験操業の実施では、県旋網組合が「かえり以上のいわし類を採捕しないことを厳守すること」を条件に同意していることから、要望者である小型船漁業協議会が県旋網組合から、試験操業の実施に係る同意書（書面）をとることを条件とする。

イ アユ稚魚の保護対策

5河川の河口域に設定した禁止区域を平成19年に拡大(距岸2km×延長4km:別紙参照)した以降、アユ稚魚の混獲は減少したが、平成26年に多く混獲された漁場もあることから、現在の禁止区域によるアユ稚魚の保護への効果について、引き続き検証を行う。

ウ イシカワシラウオの保護対策

イシカワシラウオの主な産卵場は河口域であることから、引き続き産卵親魚保護のため、5河川の河口域(距岸2km×延長4km:別紙参照)を禁止区域として、試験操業の資源への影響や保護対策について検討する。

エ 漁獲物混獲調査に伴う漁獲物の提供

アユ稚魚等の混獲状況を確認するため、試験操業を行う漁船から漁獲物の一部をサンプル採取して混獲状況を調査する。サンプル採取に際しては漁協が無償で協力することとする。

オ 漁獲実績報告書の提出

試験操業による漁業経営の改善への寄与、禁止区域の設定によるアユ稚魚等保護の有効性等を検証するため、水揚げ金額及び漁場位置を含めた漁獲実績報告書の提出を条件とする。

カ その他

放射性物質検査のためのサンプリングについては、別途特別採捕許可等で対応する。

(2) 特別採捕許可発給事務の変更点

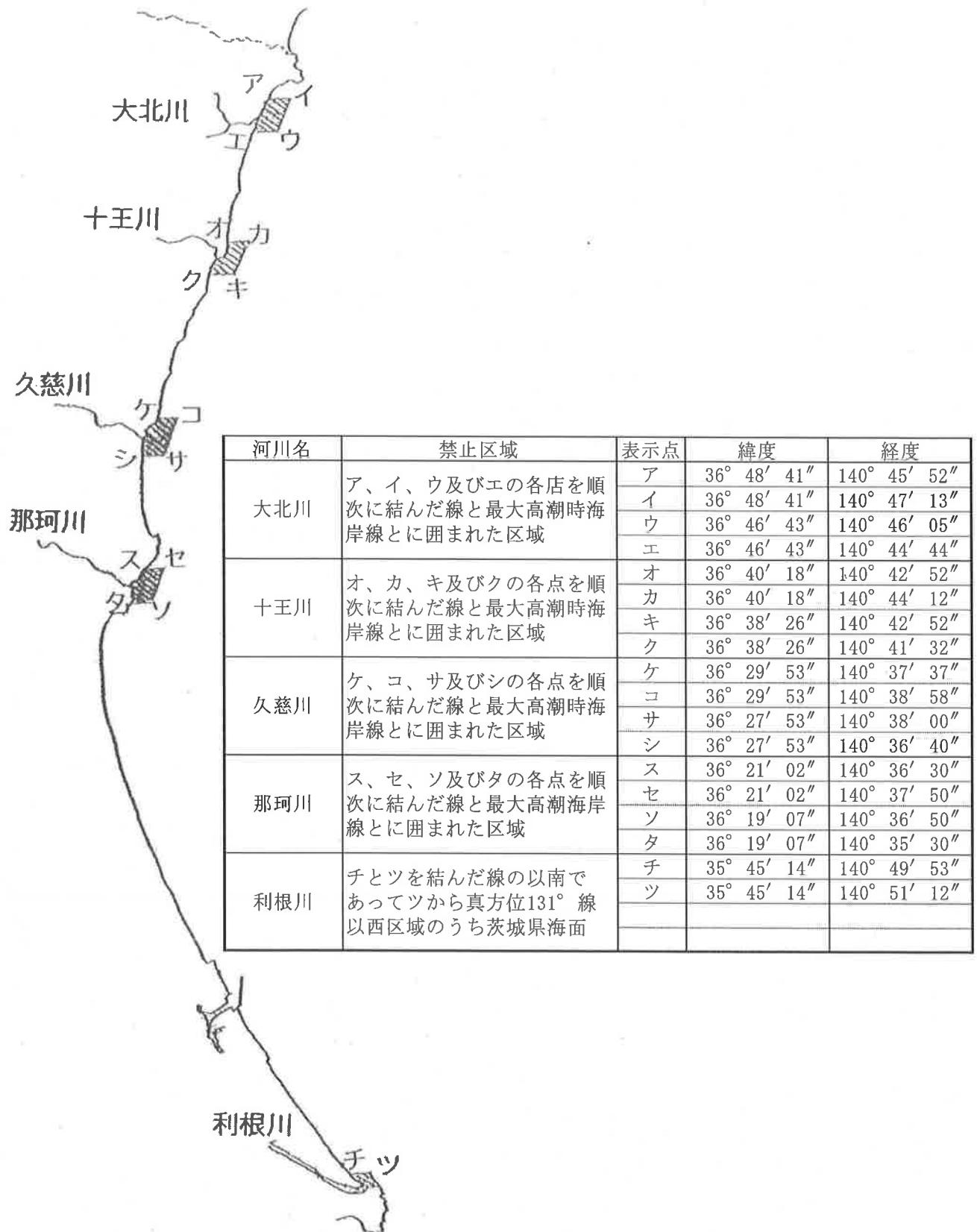
- ・発給の対象 個人(船びき網許可受有者) → 組合

【理由】 許可受有者(組合)から採捕従事者(個人)への混獲抑制の指導体制を強化する必要があるため。事務簡素化。

<参考>

	しらす船びき網の 対象魚種	混 獲 魚
特採 2/1-2/10	カタクチシラス、 マイワシシラス、 イシカワシラウオ、 コオナゴシラス	認めていない (許可の制限措置違反となります)
本許可 2/11-12/31	シラス、イシカワシ ラウオ又はイカナゴ を主たる漁獲対象と して・・・	例外 ※タチウオについて 近年急激に増えており、船びき網以外の漁法や遊漁船とのトラブルが特に懸念される魚種である

図. しらすひき網漁業 特別採捕許可における操業禁止区域



しらす採捕禁止期間の見直しと特別採捕許可の発給に関する要望書

厚くお礼申し上げます。本県水産業の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り

さて、本県の沿岸漁業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁業就業者の減少、高齢化の進行等、大変厳しい状況が続いております。また、福島第一原子力発電所のALPS処理水の問題については、

県産水産物への影響が懸念される状況となつております。これら国内の諸問題に加え、未だ収束しない新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の悪化と原油価格の高騰が深刻な問題となつております。本県沿岸漁業はかつてない難局に直面しております。

こうしたなか、我々小型船漁業者は、浜プランの実践等を通じて漁業所得の向上に取り組むとともに、種々の漁業種類を組み合わせて経営を維持しておりますが、中でも機船船びき網漁業の内、特にしらすひき網漁業への依存度が高く、経営上極めて重要な漁業になつております。

こうした状況下において、本県のしらすひき網漁業は、茨城県海面漁業調整規則により、毎年一月一日から二月十日までの間がしらす採捕禁止期間と定められており、長年に亘り隣接する福島県漁業者の操業を認識しつつ、休漁もしくは採算性の悪い漁業を行つてきたのが実態であり、我々小型船漁業者にとって、この約四十日

1

間の禁止期間は漁業経営を維持する上で無視できないものになつております。

つきましては、現行のしらすの採捕禁止期間を一月一日から一月三十一日までに改正していただきたくお願い申し上げます。

本来であれば、福島県と同様の周年操業に改正していただきたいところですが、資源保護の観点から採捕禁止期間の短縮についてお願いするものであります。

また、本要望の実現に向けて、資源および漁業経営への影響を調査するための試験操業を実施したいので、特別採捕許可の発給をお願い申し上げます。なお、特別採捕許可による操業の際には、対象外の魚種の混獲防止に取り組む等、許可内容の順守を徹底します。

当協議会といたしましては、今後とも本県水産業の振興と水産資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について特段のご配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和四年十二月二日

茨城県農林水産部漁政課課長 殿

茨城県小型船漁業協議会
会長 飯田晃司





本県水産業の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の沿岸漁業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁業就業者の減少、高齢化の進行等、大変厳しい状況が続いております。

また、福島第一原子力発電所のALPS処理水の問題については、県産水産物への影響が懸念される状況となっております。

これら国内の諸問題に加え、未だ収束しない新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の悪化と原油価格の高騰が深刻な問題となっております。本県沿岸漁業はかつてない難局に直面しております。

こうしたなか、我々小型船漁業者は、浜プランの実践等を通じて漁業所得の向上に取り組むとともに、種々の漁業種類を組み合わせて経営を維持しておりますが、中でも機船船びき網漁業の内、特にしらすひき網漁業への依存度が高く、経営上極めて重要な漁業になつております。

こうした状況下において、本県のしらすひき網漁業は、茨城県海面漁業調整規則により、毎年一月一日から二月十日までの間がしらす採捕禁止期間と定められており、長年に亘り隣接する福島県漁業者の操業を認識しつつ、休漁もしくは採算性の悪い漁業を行つてきたのが実態であり、我々小型船漁業者にとって、この約四十日

2

間の禁止期間は漁業経営を維持する上で無視できないものになつております。

つきましては、現行のしらすの採捕禁止期間を一月一日から一月三十一日までに改正していただきたくお願い申し上げます。

本来であれば、福島県と同様の周年操業に改正していただきたいところですが、資源保護の観点から採捕禁止期間の短縮についてお願いするものであります。

また、本要望の実現に向けて、資源および漁業経営への影響を調査するための試験操業を実施したいので、特別採捕許可の発給をお願い申し上げます。なお、特別採捕許可による操業の際には、対象外の魚種の混獲防止に取り組む等、許可内容の順守を徹底します。

当協議会といたしましては、今後とも本県水産業の振興と水産資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について特段のご配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和四年十二月二日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

茨城県小型船漁業協議会
会長 飯田晃司

資料No. 5-1

漁 第891号
令和4年12月12日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和3年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。



漁業権にかかる資源管理状況等の報告について

令和 4 年 12 月 12 日
茨城県農林水産部漁政課

1. 資源管理状況等の報告の義務化

- 令和 2 年 12 月 1 日に改正施行となった漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）第 28 条第 1 項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を 1 年に 1 回以上、知事に報告することが義務付けられた。
- また、漁業法第 90 条第 2 項及び漁業法施行規則第 28 条第 3 項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられた。

2. 報告方法

- 対象期間 令和 3 年 1 月から 12 月までの間
 - 報告期限 総会終了後 1 カ月以内
 - 報告方法 規定の様式による
 - 報告内容 主に以下の項目について報告
 - (1) 資源管理に関する取組の実施状況
 - ①漁業関係法令の遵守状況
 - ②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況
 - ③資源の増殖に関する取組の実施状況
 - ④その他の取組
 - (2) 漁獲量その他の漁場活用状況
- ※漁獲可能量管理 (TAC) システムによる報告に替えることが出来る。

3. 報告結果について

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- 各漁場とも漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法、県漁業調整規則等の漁業関係法令について、指導が行われ、法令は遵守されていた。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

- 第1種共同漁業権漁場（茨共第1、3～13、15、16号）においては、漁業権行使規則等に基づきあわび、いせえびなどの資源に対し、全長（殻長、甲長）、操業期間、漁獲量等の制限がなされたほか、茨共第15号漁場においては、はまぐり殻長制限、漁獲船舶のトン数制限、操業隻数制限などが行われた。
- 第2種共同漁業権漁場（茨共第16号、17号）においては、ひらめの全長制限、漁具数の制限などが行われた。
- 定置漁業権漁場（茨定第1号）においては、ひらめの全長制限のほか、くろまぐろの混獲回避に関する取組が実施された。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

- 第1種共同漁業権漁場（茨共第1、3、5～13、15、16号）においては、あわび種苗放流（247千個）うに・はまぐり稚貝の移植放流が行われた。茨共第4号漁においては、あわび・うにについて海象や市況を勘案し休漁とし、資源保護に取組まれていた。
- 第2種共同漁業権漁場（茨共第16号、17号）においては、ひらめ稚魚の放流（509千尾）※が行われた。
- 定置漁業権漁場（茨定第1号）においては、ひらめ稚魚の放流（20千尾）※が行われた。

※ 県全体としては、ひらめ稚魚1,012千尾の種苗放流。

④その他の取組

- 日常的に陸上や海上からの密漁監視が行われた。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

- 主に漁獲可能量管理（TAC）システムにより、適切な報告が行われた。

(3) その他

茨共第17号漁業権漁場のうち、千葉県銚子市漁協における資源管理状況報告については、令和4年10月31日付けで銚子市漁業協同組合より茨城県知事あてに漁場を適切かつ有効に活用していると判断される旨、報告がされた。

参考> 関係法令等

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の 状況
- (6) その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第 4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

- (1) 資源管理の状況
 - ① 漁業関係法令の遵守状況
 - ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
 - ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
 - ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
 - ③ 区画の使用状況
- エ 団体漁業権としての区画漁業権
- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
 - ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
 - ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
 - ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
 - ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 1 日 時 令和4年11月28日（月）
2 場 所 農林水産省8階 水産庁中央会議室（web 開催）
3 内容と結果

(1) 太平洋広域漁業調整委員会 第30回太平洋北部会

○任期満了に伴う部会長の互選について

国立大学法人東京海洋大学 教授 北門 利英氏を選出

○令和4年度資源評価結果

- ・サメガレイ資源量は、1997年に最低値、震災後、増加傾向を示したがまた減少傾向に転じる。
- ・ヤナギムシガレイ資源量は2018年以降減少傾向だが、近年も高い水準を維持。
- ・キチジ資源水準は高位で増加傾向だが、親魚は多いが加入量が少ない。
- ・キアンコウ資源水準は高位で動向は増加傾向。

○広域資源管理の取組について

・サメガレイ

資源水準が低位であることから、保護区の取組を継続して産卵期や索餌期の産卵親魚の保護を図りつつ、資源量水準を上向きに転じさせる方策について検討を進める。

・ヤナギムシガレイ

資源水準が高位であり、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、自主的管理措置等の取組を継続する。

・キチジ、キアンコウ

資源水準が高位であり、順調に資源量が回復してきていることから、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、自主的管理措置等の取組を継続する。

(2) 第38回太平洋広域漁業調整委員会

○任期満了に伴う会長の互選について

国立大学法人東京海洋大学 教授 北門 利英氏を選出

○マサバ太平洋系群の広域資源管理

- ・親魚量は増加傾向であり、資源管理として、公的規制のほか、漁業者自身による自主的管理を併せて行うとともに、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

○太平洋クロマグロに関する委員会指示について

- ・平成26年4月1日以降届出制から承認制へ移行。広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入。2年ごとに更新し、今回で5回目の更新
- ・令和5年4月から「過去2年間に1kg以上漁獲実績者」を承認対象
(5年→2年に短縮)
- ・承認期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで